

＜議案第 2 号関係＞

石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の 退職管理に関する手引き

◆はじめに◆

地方公務員法の改正により、平成 28 年 4 月から新たな「退職管理制度」がはじまりました。

この制度は、退職した公務員が、営利企業等に再就職した場合に、退職前の勤務先又はその関係者に対して、再就職先との契約を有利にするよう要求・依頼するなど、元公務員として住民の信頼を損なうような働きかけをしないように制限するものです。

石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理については、地方公務員法の定めその他、「石狩市職員の退職管理に関する条例」「石狩市職員の退職管理に関する規則」及び「石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則」で、詳しい事項が定められています。

この手引きでは、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理について、特に重要なポイントをピックアップして説明します。

◆用語について◆

この手引きでは、上記法令に記載されている各用語について、以下のように読み替えて説明します。

① 再就職者

石狩市立学校を退職した県費負担教職員で、離職後に営利企業等に再就職した者

② 任命権者

石狩市教育委員会

③ 地方公共団体の執行機関

石狩市教育委員会

④ 地方公共団体の執行機関の組織等

石狩市教育委員会事務局及び石狩市立学校

⑤ 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）

⑥ 契約等事務

- ・ 再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人与石狩市教育委員会や石狩市立学校との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務
- ・ 当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

※ 副教材契約や修学旅行契約などの私費会計事務も含まれます。

◆してはいけないこと◆

1. 再就職者は、石狩市教育委員会及び石狩市立学校の職員に対して、離職前5年間に担当していた契約等事務について、離職後2年間、「働きかけ」をしてはいけません。

地方公務員法第38条の2第1項により、再就職者は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に対し、離職前5年間に担当していた契約等事務に関するについて、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼してはならないと定められています。

2. 再就職者のうち、離職した日の5年前の日より前に校長の職に就いていた者は、石狩市教育委員会及び石狩市立学校の職員に対して、校長に採用されたときから担当していた契約等事務についても、離職後2年間、「働きかけ」をしてはいけません。

地方公務員法第38条の2第4項及び第8項、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則第2条により、再就職者のうち、離職した日の5年前の日より前に校長の職に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に対し、その担当していた職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼してはならないと定められています。

3. 再就職者は、石狩市教育委員会及び石狩市立学校の職員に対して、最終決裁権者として自ら決定した契約や処分に関し、「働きかけ」をしてはいけません。（期間の定めなし）

地方公務員法第38条の2第5項により、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に対し、

- ・ 現にその地位に就いている営利企業等もしくはその子法人との間の契約であって、その締結について自らが決定したもの
- ・ 現にその地位に就いている営利企業等もしくはその子法人に対する処分であって、自らが決定したもの

に関し、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼してはならないと定められています。

【働きかけとは？】

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること
- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること など

※「働きかけ」の例外※

地方公務員法第38条の2第6項各号、石狩市職員の退職管理に関する規則第7条から第9条により、以下の場合については、「働きかけ」から除外される旨が定められています。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合
- 法令、市との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として「**再就職者による依頼等の承認申請書**」を任命権者に提出し、承認を受けた場合

◆しなければいけないこと◆

1. 再就職者から「働きかけ」を受けた石狩市教育委員会事務局及び石狩市立学校の職員は、北石狩公平委員会に届け出をしなければなりません。

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、再就職者から「働きかけ」を受けたときは、公平委員会規則で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないと定められています。

2. 再就職者のうち、校長であった者は、離職後2年間、再就職したときは、「再就職に関する届出書」を石狩市教育委員会に提出しなければいけません。

石狩市職員の退職管理に関する条例第3条、石狩市職員の退職管理に関する規則第14条、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則第3条により、再就職者のう

ち、校長であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、「再就職に関する届出書」により石狩市教育委員会に届け出なければならないと定められています。

※「届出」の例外※

石狩市職員の退職管理に関する条例第3条、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則第4条により、以下の場合については、「届出」が必要ない旨が定められています。

- 日々雇い入れられる者となった場合
- 教育委員会又はその委任を請けた者の要請に応じ退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 北海道教育委員会の任命による再任用教職員として採用された場合

◆罰則等◆

「退職管理制度」に反する行為をした場合、地方公務員法第60条各号及び第63条、第64条により、以下のとおり罰則等が定められています。

対 象	規制等に反する行為の内容	罰則等
再就職者 (全教職員)	離職後2年間のうちに、離職前5年間の職務に関する働きかけをした場合	10万円以下の過料 ※働きかけの内容が、不正な行為をすること又は相当な行為をしないことである場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
再就職者 (校長)	①離職後2年間のうちに、校長の職に就いた時からの職務に関する働きかけをした場合 ②最終決裁権者として決裁した事務（自ら締結・決定した契約・処分）であって、再就職先との間のものに関する働きかけをした場合	
石狩市教委事務局及び石狩市立学校の職員	再就職者から働きかけに応じて、不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※働きかけに応じた見返りとして、自身や他の職員の再就職を要求した場合は、3年以下の懲役
	再就職者から働きかけを受けた場合の届出の義務を怠った場合	服務規律違反（懲戒処分）